

瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イ並びに瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、実施要綱第4条第1号に規定する事業のうち、次に掲げる事業に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 生活支援訪問サービス
- (3) 介護予防通所サービス
- (4) 生活支援通所サービス

(費用の額の算定)

第2条 前条各号の事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に別表第2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表第2の1 介護予防訪問サービス費の(1)から(4)まで、2 生活支援訪問サービス費の(1)、3 介護予防通所サービス費の(1)から(4)及び生活支援通所サービス費の(1)について、それぞれ所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

2 前項の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

サービスの種類	1単位の単価
介護予防訪問サービス	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に瀬戸市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
生活支援訪問サービス	
介護予防通所サービス	単価告示の規定により10円に瀬戸市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
生活支援通所サービス	

別表第2（第2条関係）

1 介護予防訪問サービス費

(1) 介護予防訪問サービス費Ⅰ 1, 176単位

介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及び介護予防サービス・支援計画（瀬戸市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成29年4月1日施行）第10条第2項に規定する計画をいう。以下同じ。）において、1週に1回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(2) 介護予防訪問サービス費Ⅱ 2, 349単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、1週に2回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(3) 介護予防訪問サービス費Ⅲ 3, 727単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、1週に2回を超える程度の介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(4) 介護予防訪問サービス費Ⅳ 287単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスを合わせて事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して介護予防訪問サービスを行った場合

(5) 初回加算 200単位

介護予防訪問サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)ア(7)に規定する介護予防訪

問サービスを行う事業所をいう。以下同じ。)において、新規に介護予防訪問サービス計画(瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日施行。以下「指定基準要綱」という。)第42条第2号において規定する介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定基準要綱第5条第4項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の介護予防訪問サービスを行った日の属する月に介護予防訪問サービスを行った場合又は当該介護予防訪問サービス指定事業所のその他の訪問介護員等(指定基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の介護予防訪問サービスを行った日の属する月に介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

イ 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく介護予防訪問サー

ビスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(7) 口腔連携強化加算 50単位

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第129号の9に適合しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス指定事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(8) 介護職員等処遇改善加算

ア 厚生労働大臣が定める基準第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1,000分の245

(イ) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1,000分の224

(ウ) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1,000分の182

(エ) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の1,000分の145

イ 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準第130号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 所定単位数の1,000分の221

(イ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 所定単位数の1,000分の208

(ウ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 所定単位数の1,000分の200

(エ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 所定単位数の1,000分の187

(オ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 所定単位数の1,000分の184

(カ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 所定単位数の1,000分の163

(キ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 所定単位数の1,000分の163

(ク) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 所定単位数の1,000分の158

(ケ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 所定単位数の1,000分の142

(コ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 所定単位数の1,000分の139

(サ) 介護職員等処遇改善加算 V(11) 所定単位数の 1, 000 分の 121

(シ) 介護職員等処遇改善加算 V(12) 所定単位数の 1, 000 分の 118

(ス) 介護職員等処遇改善加算 V(13) 所定単位数の 1, 000 分の 100

(セ) 介護職員等処遇改善加算 V(14) 所定単位数の 1, 000 分の 76

注 1 (1)から(4)までについて、利用者に対して、介護予防訪問サービス指定事業所の訪問介護員等が、介護予防訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)から(3)までについては 1 月につき、(4)については 1 回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注 2 省令第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において介護予防訪問サービス費は算定しない。

注 3 (4)について、介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画作成時に、介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスを合わせて 1 週に 2 回程度必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援 1 若しくは要支援 2 である者に対して行う介護予防訪問サービスの 1 月の総単位数は(2)で規定されている単位数を、介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスを合わせて 1 週に 2 回を超える程度必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援 2 である者に対して行う介護予防訪問サービスの 1 月の総単位数は(3)で規定されている単位数を超過しないこと。

注 4 厚生労働大臣が定める基準第 129 号の 6 を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 5 厚生労働大臣が定める基準第 129 号の 7 を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。

注 6 (1)から(4)までについて、介護予防訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問サービス指定事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用

者（介護予防訪問サービス指定事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は介護予防訪問サービス指定事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、介護予防訪問サービス指定事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問サービスを行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、介護予防訪問サービス指定事業所において、算定日が属する月の前６月間の利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が１００分の９０以上の介護予防訪問サービス指定事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（介護予防訪問サービス指定事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問サービスを行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の８８に相当する単位数を算定する。

注７ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注８ 利用者が一の介護予防訪問サービス指定事業所において介護予防訪問サービスを受けている間は、当該介護予防訪問サービス指定事業所以外の介護予防訪問サービス指定事業所が介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注９ (８)における所定単位は、(１)から(７)までにより算定した単位数の合計とする。

注１０ (８)については、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

２ 生活支援訪問サービス費

(１) 生活支援訪問サービス費 ２３５単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において1回につき60分以内の生活支援訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して生活支援訪問サービスを行った場合

(2) 初回加算 200単位

生活支援訪問サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)ア(イ)に規定する生活支援訪問サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に生活支援訪問サービス計画（指定基準要綱第82条第2号に規定する生活支援訪問サービス計画をいう。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（指定基準要綱第45条第4項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の生活支援訪問サービスを行った日の属する月に生活支援訪問サービスを行った場合又は当該生活支援訪問サービス指定事業所のその他の従事者（指定基準要綱第45条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の生活支援訪問サービスを行った日の属する月に生活支援訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注1 (1)について、利用者に対して、生活支援訪問サービス指定事業所の従事者が、生活支援訪問サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注2 (1)について、介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）等により、1週に1回程度の生活支援訪問サービスが必要とされた利用者は、1月につき5回を限度とし、1週に2回程度の生活支援訪問サービスが必要とされた利用者は、1月につき10回を限度とする。

注3 (1)について、生活支援訪問サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは生活支援訪問サービス指定事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（生活支援訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は生活支援訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷

地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、生活支援訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、生活支援訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、生活支援訪問サービス指定事業所において、算定日が属する月の前6月間の利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の生活支援訪問サービス指定事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（生活支援訪問サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、生活支援訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

3 介護予防通所サービス費

(1) 介護予防通所サービス費Ⅰ 1,798単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防通所サービスが必要とされた者（要支援状態区分が要支援1の者及び週1回程度の介護予防通所サービスが必要とされた事業対象者に限る。）に対して介護予防通所サービスを行った場合

(2) 介護予防通所サービス費Ⅱ 3,621単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、介護予防通所サービスが必要とされた者（要支援状態区分が要支援2の者及び週2回程度の介護予防通所サービスが必要とされた事業対象者に限る。）に対して介護予防通所サービスを行った場合

(3) 介護予防通所サービス費Ⅲ 436単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、(1)に規定する者であって介護予防通所サービス及び生活支援通所サービスが必要とされたものに対し

て介護予防通所サービスを行った場合

(4) 介護予防通所サービス費Ⅳ 447単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において、(2)に規定する者であって介護予防通所サービス及び生活支援通所サービスが必要とされたものに対して介護予防通所サービスを行った場合

(5) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所（実施要綱第4条(1)イ(7)に規定する介護予防通所サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所サービス指定事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所サービス計画（指定基準要綱第122条第2号において規定する介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(7) 栄養アセスメント加算 50単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(8)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない介護予防通所サービス指定事業所であること。

(8) 栄養改善加算 200単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない介護予防通所サービス指定事業所であること。

(9) 口腔機能向上加算

厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

イ 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

(10) 一体的サービス提供加算 480単位

厚生労働大臣が定める基準第133号に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(11) サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画にて1週に介護予防通所サービスが必要とされた回数に応じて1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算Ⅰ

(ア) 介護予防通所サービス費Ⅰを算定している場合 88単位

(イ) 介護予防通所サービス費Ⅱを算定している場合 176単位

イ サービス提供体制強化加算Ⅱ

(ア) 介護予防通所サービス費Ⅰを算定している場合 72単位

(イ) 介護予防通所サービス費Ⅱを算定している場合 144単位

ウ サービス提供体制強化加算Ⅲ

(ア) 介護予防通所サービス費Ⅰを算定している場合 24単位

(イ) 介護予防通所サービス費Ⅱを算定している場合 48単位

(12) 生活機能向上連携加算

厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる

区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位

イ 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位

(13) 口腔・栄養スクリーニング加算

厚生労働大臣が定める基準第 107 号の 2 に適合する介護予防通所サービス指定事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のうち、算定した加算以外の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位

(14) 科学的介護推進体制加算 40 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し介護予防通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値（ADL の評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて介護予防通所サービス計画を見直すなど、介護予防通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(15) 介護職員等処遇改善加算

ア 厚生労働大臣が定める基準第 136 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実

施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の1, 000分の92

(イ) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1, 000分の90

(ウ) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の1, 000分の80

(エ) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の1, 000分の64

イ 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 所定単位数の1, 000分の81

(イ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 所定単位数の1, 000分の76

(ウ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 所定単位数の1, 000分の79

(エ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 所定単位数の1, 000分の74

(オ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 所定単位数の1, 000分の65

(カ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 所定単位数の1, 000分の63

(キ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 所定単位数の1, 000分の56

(ク) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 所定単位数の1, 000分の69

(ケ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 所定単位数の1, 000分の54

(コ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 所定単位数の1, 000分の45

(サ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) 所定単位数の1, 000分の53

(シ) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) 所定単位数の1, 000分の43

(ス) 介護職員等処遇改善加算V(13) 所定単位数の1, 000分の44

(セ) 介護職員等処遇改善加算V(14) 所定単位数の1, 000分の33

注1 介護予防通所サービス指定事業所において、介護予防通所サービスを行った場合に、(1)及び(2)については1月につき、(3)及び(4)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号に規定する基準に該当する場合は、当該告示に規定する算定方法により算定する。

注2 (3)及び(4)について、介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画作成時に、(3)の1月の総単位数は(1)で規定されている単位数を、(4)の1月の総単位数は(2)で規定されている単位数を超過しないこと。

注3 厚生労働大臣が定める基準第131号の3を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 厚生労働大臣が定める基準第131号の4を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を策定しているときは、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

注5 (1)から(4)までについて、介護予防通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所サービス指定事業所と同一建物から当該介護予防通所サービス指定事業所に通う者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)を算定する場合 376単位

イ (2)を算定する場合 752単位

ウ (3)及び(4)を算定する場合 94単位

注6 利用者に対して、その居宅と介護予防通所サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位 ((1)を算定する場合は1月につき376単位を、(2)を算定する場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注5を算定している場合は、この限りでない。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の介護予防通所サービス指定事業所において介護予防通所サービスを受けている間は、当該介護予防通所サービス指定事業所以外の介護予防通所サービス指定事業所が介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注9 (15)における所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計とする。

注10 (11)及び(15)については、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

4 生活支援通所サービス費

(1) 生活支援通所サービス費 379単位

介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画において1回につき2時間から3時間までの生活支援通所サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して生活支援通所サービスを行った場合

(2) 栄養アセスメント加算 50単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算を算定している場合は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(3)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(3) 栄養改善加算 200単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(4) 口腔機能向上加算 150単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

注 1 (1)について、生活支援通所サービス指定事業所（実施要綱第 4 条(1)イ(イ)に規定する生活支援通所サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）において、生活支援通所サービスを行った場合に、1 回につき所定単位数を算定する。

注 2 (1)について、介護予防ケアマネジメント等により、1 週に 1 回程度の生活支援通所サービスが必要とされた利用者は、1 月につき 5 回を限度とし、1 週に 2 回程度の生活支援通所サービスが必要とされた利用者（要支援 1 及び要支援 1 相当の事業対象者は除く。）は、1 月につき 10 回を限度とする。

注 3 (1)について、生活支援通所サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は生活支援通所サービス指定事業所と同一建物から当該生活支援通所サービス指定事業所に通う者に対し、生活支援通所サービスを行った場合は、1 回につき 94 単位を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注 4 利用者に対して、その居宅と介護予防通所サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。ただし、注 3 を算定している場合は、この限りでない。

注 5 (1)について、利用者の数が瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 3 条の規定のに基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合は、所定単位数に 10

0分の70を乗じる。

注6 (1)について、従事者の数が指定基準要綱第126条の規定に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。